

長 寿 第 1 8 5 8 号
平成 2 5 年 1 月 1 5 日

各介護老人保健施設 開設者 殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

「岡山県介護老人保健施設の管理者承認基準」の改正について

介護老人保健施設の管理者については、以前より、原則、医師を配置することを、「岡山県介護老人保健施設の管理者承認基準」に基づき指導を行い、集団指導及び申請の手引き等においてその内容を周知しておりましたが、今般、別添のとおり基準を改正しましたので、お知らせします。

なお、併せて【留意点】を送ります。

岡山県介護老人保健施設の管理者承認基準

制定：平成22年 1月 5日長寿第1539号

改正：平成25年 1月15日長寿第1858号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第95条第1項及び同条第2項の規定により、知事が介護老人保健施設の管理者として承認する基準を次のとおり定める。

第一条 介護老人保健施設の管理者は、原則として法第95条第1項の規定により、知事の承認を受けた医師であること。

第二条 介護老人保健施設の管理者である医師は、老人の福祉及び保健医療に関し相当の知識、経験及び熱意を有し、次の各号のいずれにも該当しない者であること。

- 一 法第94条第3項第4号から第9号までに規定する者
- 二 医師法（昭和23年法律第201号）第7条第2項の規定により医業の停止を命ぜられ、医業停止の期間終了後5年を経過しない者
- 三 法第102条第1項の規定により、介護老人保健施設の管理者として変更を命ぜられ、介護老人保健施設の管理者でなくなった日から5年を経過しない者
- 四 医療法（昭和23年法律第205号）第28条の規定により、病院又は診療所の管理者として変更を命ぜられ、病院又は診療所の管理者でなくなった日から5年を経過しない者
- 五 健康保険法（大正11年法律第70号）第81条の規定により保険医の登録を取り消され、取り消された日から5年を経過しない者
- 六 介護老人保健施設の管理者としてふさわしいと認められない者

第三条 法第95条第2項の規定により、医師以外の者を介護老人保健施設の管理者として承認する際の要件は、医師が就任できないやむを得ない理由があり、かつ、次のいずれかに該当する場合とする。

- 一 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項第2号から第4号まで又は社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第1条の2第1号のいずれかに該当する者が就任する場合は、次の各号のいずれにも該当する者であること。
 - イ 法第94条第3項第4号から第9号までの規定に該当しない者
 - ロ 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム又は介護老人保健施設で通算1年以上の勤務経験を有し、老人の福祉及び保健医療に関し、相当の知識、経験及び熱意を有し、過去の経歴等を勘案して、介護老人保健施設の管理者としてふさわしいと認められる者
- 二 前号に該当しない者が就任する場合は、次の各号のいずれにも該当する者であること。
 - イ 法第94条第3項第4号から第9号までの規定に該当しない者

- ロ 特別養護老人ホーム又は養護老人ホームの施設長として通算2年以上の勤務経験を有し、老人の福祉及び保健医療に関し、相当の知識、経験及び熱意を有し、過去の経験等を勘案して、介護老人保健施設の管理者としてふさわしいと認められる者
- 2 介護老人保健施設の開設者は、法第95条第2項の規定による承認を受けた場合であっても、介護老人保健施設が入所者に必要な医療を提供するものであることに鑑み、速やかに、医師に当該施設の管理を行わせることができるよう所要の措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この基準は、平成22年2月1日から施行する。

(経過措置)

第二条 この基準は、平成22年2月1日以後に行われる介護老人保健施設の管理者の承認の申請に係る者について適用し、同年1月31日において当該介護老人保健施設の管理者である者については、この基準の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この基準は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の基準は、平成25年3月1日以後に行われる介護老人保健施設の管理者の承認の申請に係る者について適用し、同年2月28日において当該介護老人保健施設の管理者である者については、なお従前の例による。

(参考)

介護保険法

(介護老人保健施設の管理)

第九十五条 介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護老人保健施設を管理させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受け、医師以外の者に当該介護老人保健施設を管理させることができる。

社会福祉法

(資格等)

第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)に基づく高等学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

三 社会福祉士

四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

2 前項第二号の養成機関の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

社会福祉法施行規則

(法第十九条第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める者)

第一条の二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第十九条第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 精神保健福祉士

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において、法第十九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

【留意点】

Q 1 医師が就任出来ないやむを得ない理由とはどのような場合か。

A 管理者である医師が急な退職、死亡、長期入院により医師の確保が困難と認められる場合を想定している。

Q 2 社会福祉主事任用資格（いわゆる三科目主事を除く。）等の有資格者については、特別養護老人ホーム等で通算1年以上の勤務が必要とされているが、事務でも良いのか。

A 当該施設に直接雇用されている者であれば、職務内容は問わない。

Q 3 医師以外の者をやむを得ず管理者にする場合、管理者就任承認申請時にどのような書類を添付するのか。

- A 承認要件を満たすことが確認出来る次のような書類の添付が必要となる。
- ① 医師が就任出来ない理由を記した書面
 - ② 医師の退職意向等が認識できた以降に施設が行った医師確保のために行った事項（求人活動等）に関する概要を記した書面
 - ③ 管理者に医師を配置できる見込時期を記した書面
 - ④ 社会福祉主事任用資格等を取得したことが分かるものの写し
 - ⑤ 特別養護老人ホーム等で勤務したことの分かるものの写し

Q 4 全国社会福祉協議会が行う社会福祉施設長資格認定等講習課程を修了した者は、社会福祉主事任用資格等を持つ者と考えて良いか。

A 当該過程は、「社会福祉施設の長の資格要件について（昭和53年2月20日社庶第13号厚生省社会局長・児童家庭局長通知）」に規定するものであり、社会福祉主事任用資格等を持つ者として取り扱って差し支えない。